

【平成27年第1回定例会 市民委員会委員長報告資料】

平成27年3月18日 市民委員長 山崎 直史

- 「議案第8号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（経済労働局に関する部分）」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第9号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 小児医療費助成制度の目的と所得制限の設定について

本制度は、各家庭の子どもが経済的な理由に左右されず、安心して医療を受診する環境を整備することを目的としており、本市の財政状況等を鑑み、助成対象の拡大を行っている。また、限られた財源を有効に活用し、安定的な制度の運用を図るため、本市では所得制限を設けている。

* 通院医療費の助成対象の今後の拡大について

今後の通院医療費の助成対象の拡大については、平成28年度までにまず小学校3年生までを優先し、助成対象を拡大することを目指している。その後については、小学校6年生までの拡大を目指すこととなるが、子育て家庭を取り巻く社会状況や本市の財政状況、本制度の安定的な運用等、様々な観点から検討を進め、可能な限り早期に実施していきたいと考えている。

* 小児医療費助成に関する県単独補助事業における財源の補助率の格差是正について

小児医療費助成に関する県単独補助事業では、未就学児童を対象に、一般市については3分の1の財源補助、政令市については4分の1の財源補助を行うこととなっており、一般市と政令市の格差是正については、県に要望しているところである。県は財政状況を理由として、いまだ是正の見通しを明らかにしていない状況であるが、今後も引き続き格差是正に向け、県に対し要望を行っていきたいと考えている。

* 小児医療費助成制度に関する他の政令市の状況について

平成27年度時点の見込みでは、通院医療費について中学校3年生までを無料とする政令市は9市、小学校6年生までを無料とする政令市は2市である。また、所得制限については、9市が設定しており、11市は設定していない。

* 小児医療費助成制度に関する県下の市町村の状況について

平成27年度時点の見込みでは、通院医療費について中学校3年生までを無料とする自治体は10自治体、小学校6年生までを無料とする自治体は16自治体である。所得制限については、19自治体が設定しており、14自治体は設定していない。

* 助成対象者への周知について

条例改正による施行が平成27年4月であることから、議案可決後、速やか

に対象者への医療証の送付に向けて準備を進め、医療証の送付により制度改正の周知を行うと同時に、医療機関や市政だより、ホームページ等により周知を行っていく予定である。

《意見》

- * 市域から県民税が約1,200億円納められている一方、市への還元は、600億円に満たない状況であると認識しており、小児医療費助成に関する県単独補助事業における一般市と政令市の格差については、非常に疑問を感じている。県に対して、格差是正を今後も強く要望してほしい。
- * 減債基金を取り崩すような厳しい財政状況の中、今回の対象範囲の拡大については、他都市の状況もあるものの、思い切った判断であると考えている。他都市と同程度までの拡充が困難な状況であることは一定程度理解するが、本市の全体的な財政状況を鑑み、今後の拡充についても慎重に判断してほしい。
- * 助成対象の拡大に伴う受診動向の変化や医療供給の変化等について調査するなど、客観的な根拠に基づき、今後の政策判断を行ってほしい。
- * アレルギーや虫歯など様々な疾病に罹患し、医療受診を望んでいる子どもが多く存在している状況や市が行った子育てに関するニーズ調査において、経済的な負担を軽減してほしいという声が多くある。居住場所によって、医療費の助成に関する格差が生じるべきではなく、所得制限の設定については本事業の目的の趣旨と照らし合わせても、なじまないものと考える。助成対象の拡大や所得制限の撤廃は財政力指数が政令市中1位である本市が不可能なことではないと考えている。本議案は通院医療費の助成対象を拡大し、小学校2年生までを無料化するものであるが、中学校卒業までを無料化すべきであるという立場から、本議案については賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第10号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第11号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第38号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第39号 中原区における町区域の設定及び変更について」

○ 「議案第40号 中原区における住居表示の実施区域及び方法について」

《一括審査の理由》

いずれも中原区今井地区において住居表示を実施するため所要の手続を定める内容であるので、2件を一括して審査

《議案第39号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第40号の審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第41号 中央療育センターの指定管理者の指定について」

《意見》

* 障害児等の支援を行う施設の指定管理者制度による運営に関しては、利用者やその家族が安心して利用できるよう、きめ細かい対応を検討してほしい。

* 中央療育センターの指定管理者制度による運営の導入の際、市直営によるしいのき学園と、当時既に指定管理者制度による運営を行っていた中部地域療育センターの機能統合を行い、中央療育センターが新設された。しいのき学園については、当時まで市直営であった経過があり、障害に寄り添い、継続性のある運営をするためには、直営のままであるべきとの考え方から、平成23年に提出された指定管理者を指定する議案に対し、党として反対した経緯がある。そのため、平成28年4月以降の指定管理者の再指定を行う本議案についても、賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第42号 川崎市ヒルズすえながの指定管理者の指定について」

《意見》

* ヒルズすえながの指定管理者を指定する議案については、過去に2度、議案が可決となった経過があるが、入所時の生活必需品に関する対応や施設退去時の修繕費に関する対応等、指定管理者制度による運営では、市の関与が困難で、対応が不十分に感じる点があった。本議案については、前期間とは異なる事業者を指定管理者として指定するものであるが、本施設のような母子福祉施設の指定管理者制度による運営は、施設の事業目的に沿った運営になじまないものであると考えるため、本議案については、賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第43号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○ 「議案第67号 平成26年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算」

«審査結果»

全会一致原案可決

- 「議案第71号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

«主な質疑・答弁等»

- *児童発達支援や放課後等デイサービスの障害児通所給付費の加算について

本条例の改正では、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これまで規定のなかった重症心身障害児が施設を利用する場合の施設要件を定めるものや放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等を定めるもの等が含まれているが、各事業を行う事業所に対する障害児通所給付費の算定加算についての変更はなく、条例改正前と同様に加算されるものである。

- *放課後等デイサービス事業所の職員等に対する研修について

現在、研修等により事業所職員等が専門性の高い様々なスキルを得られるよう努めており、今後も引き続き、事業所等へ研修の実施や参加について働きかけていきたいと考えている。

«審査結果»

全会一致原案可決